

令和5年度宜野湾市ICTを活用した地域課題解決策を学ぶ講座
企画運營業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要領

1. 事業概要

市民自らが、宜野湾市の地域課題を考え、ICTを活用した地域課題解決策を学ぶ市民参画型の講座を実施する。

2. 事業目的

- (1) ICTを活用して宜野湾市の地域課題を解決する動きを創り出す。
- (2) 「宜野湾市の地域課題」と「ICTを活用した課題解決策」を学ぶ。
- (3) 参加者同士の交流を図り、自発的な市民活動の動きを促す。

3. 事業実施期間

契約締結日から令和6年3月29日までとする。

4. 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日までとする。

5. 提案上限額

2,090,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額の範囲内で効果的な業務を企画提案すること。

ただし、上記金額は契約額や予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

6. 委託業務内容

「令和5年度宜野湾市ICTを活用した地域課題解決策を学ぶ講座企画運營業務委託仕様書」のとおり

7. 応募資格

本業務委託に係る企画提案に参加できる者は、次の要件をすべて満たすものであること。

- (1) 県内に本社若しくは支店又は営業所のいずれかを置いている法人であること。 ※共同事業体（JV）の形態をとる場合には、代表となる企業が上記（1）を満たすものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

い者であること。

- (3) 経営内容や業務実績等から本事業の履行に支障なく、業務を遂行するにふさわしい技術を備えていること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (5) 宜野湾市暴力団排除条例（平成 23 年宜野湾市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員ではないこと。
- (6) 法人の滞納のない証明書を提出できる者であること（事業所所在地の市町村自治体で発行）。

8. 応募手続き

(1) 参加表明書等の提出

① 提出書類

4 ページの 11. 各種提出書類についてを参照

② 提出期限

令和 5 年 8 月 10 日（木）17 時（必着）

※土日祝日を除く 9 時から 17 時までとする。

③ 提出方法及び提出場所

宜野湾市役所市民協働課に持参若しくは郵送（配達証明付）

④ 参加資格の決定及び通知

参加表明書等の提出があった者の参加資格等を審査し、参加資格を有すると認められた者にその旨を通知する。審査の結果、参加資格を有しないとされた者についてもその旨を通知するものとする。

- ・ 通知期日：令和 5 年 8 月 14 日（月）
- ・ 通知方法：電話もしくはメール等で通知し、後日、書面により通知する。

(2) 提案書及び見積書の提出

① 提出書類

4 ページの 11. 各種提出書類についてを参照

② 提案書及び見積書の記載事項等

4 ページの 11. 各種提出書類についてを参照

③ 提出期限

令和 5 年 8 月 10 日（木）17 時（必着）

④ 提出方法及び提出場所

宜野湾市役所市民協働課に持参若しくは郵送（配達証明付）

9. 質問期間および回答期間

本プロポーザルに関する質問は、当要領、仕様書及び提案書の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

なお、質問は様式第3号を記入のうえ、事務局あてメール提出とする。

- ・ 質問期限：令和5年8月2日（水）まで
- ・ 回答期限：令和5年8月4日（金）まで

10. 委託契約候補者の選定方法

(1) 審査方法

①一次書類審査

6者以上の応募があった場合は、事務局による企画提案等の一次書類審査を行い、5者をプレゼンテーション審査対象として選定する。

一次書類審査の結果は、令和5年8月15日（火）までに電話もしくはメール等で通知し、後日、書面により通知するものとする。

②プレゼンテーション審査

各社から提出のあった提案書等を、ICTを活用した地域課題解決策を学ぶ講座企画運営委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、2次審査としてプレゼンテーション審査及び質疑応答を実施する。

- ・ 日時：令和5年8月22日（火） 14時30分～
- ・ 会場：宜野湾市役所3階 第1常任委員会室
- ・ プレゼンテーションの説明時間は1提案者あたり20分とし、質問時間を15分とする。
- ・ プレゼンテーションの内容は提出された企画提案書に基づき行うものとし、追加資料の提出、当日の内容変更は認めない。
- ・ パソコンやプロジェクター等の機器を使用する場合、プロジェクター、スクリーンについては市が用意し、その他の必要機器については提案者が用意することとする。
- ・ プレゼンテーションの順番は事務局が実施する「くじ」により決定するものとし、1提案者につき3名までの入室を認め、業務統括責任者は必ず出席すること。

(2) 選定方法

(ア) 各委員が合計点の高い順に順位をつけ、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定し、次に多い提案者を次点候補者に選定する。

(イ) 上記(ア)において、順位を1位とした委員の数が最も多い提案者が複数ある場合は、各委員の合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定し、次に高い提案者を次点候補者として選定する。

(ウ) 上記(イ)において、各委員の合計点が最も高い提案者が複数ある場合は、順位を2位とした委員の数が最も多い提案者を受託候補者に選定する。以下、同数の場合はこれを準用し選定する。

(エ) 上記(ア)から(ウ)にかかわらず、各委員の合計点が配点の60%以上の評価を得られない場合は、選定できない。

(3) 審査に係る評価対象項目等

- ① 事業趣旨・目的の理解度と事業実施に対する意欲（事業コンセプト等）
- ② 企画運営内容等（講師、プログラム内容、業務体制、スケジュール等）
- ③ 広報周知方法（幅広い参加者（業種・年齢・性別等）の募集、活動内容等の広報等）
- ④ 本件業務と類似の業務受託実績（過去5年以内5件まで）

(4) 選定結果の通知

プレゼンテーションを行った提案事業者に対し、文書にて通知する。

なお、評価シート等、審査評価の経過については公開しない。

発送予定：令和5年8月25日（金）

11. 各種提出書類について

(1) 参加表明書等の提出（各1部提出）

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ④ 法人の滞納のない証明書（事業所所在地の市町村自治体で発行）

(2) 提案書及び見積書の提出（各8部提出）

- ① 提案書（任意様式）
 - ・ A4版、カラー、両面印刷（片面印刷でも可）
 - ・ 表紙及び目次をつけること。
 - ・ 総ページは、20ページ以内とする。
 - ・ 各ページに番号をふり、ホチキス2ヶ所で綴じること（長辺綴）。
- ② 見積書（任意様式）
- ③ 提案内容説明資料（様式第4号）
 - ・ 様式第4号「提案内容説明資料」に記載事項を記入し、市民協働課へ提出すること。
- ④ その他資料等
 - ・ 書類については、各8部提出。1部は原本で提出。残りは写し可とする。
 - ・ 本件業務と類似の業務委託実績がある場合はその契約書及び仕様書の写しを1部提出。

・提出された書類等は、審査目的以外には提案者に無断で使用しない。

(3) 提案書の記載事項等

- ① 事業趣旨・目的の理解度と事業実施に対する意欲（事業コンセプト等）
- ② 企画運営内容等（講師、プログラム内容、業務体制、スケジュール等）
- ③ 広報周知方法（幅広い参加者（業種・年齢・性別等）の募集、活動内容等の広報等）
- ④ 本件業務と類似の業務受託実績（過去5年以内5件まで）

(4) 見積書の記載事項

- ① 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を併記して提出するとともに、2,090,000円以内（消費税込み）の範囲内で見積もること。
※企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。
- ② 各経費については、回数、個数等、見積条件が分かるように記載すること。
- ③ 値引き額を記載しないこと。

12. 失格事由及びその他留意事項について

- (1) 参加表明書等または提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加資格を取消し、契約締結の保留または契約の解除等の措置をとるものとする。
- (2) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 参加表明書等及び提案書等は、それぞれの提出期限までは内容の変更等認めることとする。
- (4) 本プロポーザルの提案書作成のために本市から受領した資料等は、無断で公表または使用してはならない。

事務局

宜野湾市野嵩 1-1-1

宜野湾市役所 市民経済部 市民協働課 市民協働係

担当：渡嘉敷・比嘉

TEL：(098) 893-4411 内線 2223

FAX：(098) 892-7022 (代表)

E-mail：Kikaku06@city.ginowan.okinawa.jp

(参考) 選定スケジュール

内容	実施期間または期日
公募開始 (市 HP への情報掲載)	令和 5 年 7 月 14 日 (金)
質問書受付期間 (実施要領 9)	令和 5 年 8 月 2 日 (水) まで
質問回答期間 (実施要領 9)	令和 5 年 8 月 4 日 (金) まで
参加表明書の提出 提案書及び見積書の提出 (実施要領 8)	令和 5 年 8 月 10 日 (木) 17 時まで
参加資格の決定及び通知 (実施要領 8 - (1) - ④)	令和 5 年 8 月 14 日 (月)
一次書類審査結果の通知 (実施要領 10 - (1))	令和 5 年 8 月 15 日 (火)
プレゼンテーション審査 (実施要領 10 - (2))	令和 5 年 8 月 22 日 (火) 14 時 30 分～
プレゼンテーション審査結果の 通知 (実施要領 10 - (4))	令和 5 年 8 月 25 日 (金) 発送予定
委託契約の締結	令和 5 年 9 月初旬～中旬